

蟹江町議会防災建設常任委員会会議録

|            |                           |       |           |       |
|------------|---------------------------|-------|-----------|-------|
| 招集日時       | 令和元年6月11日（火）午後1時30分       |       |           |       |
| 招集場所       | 蟹江町役場 3階 協議会室             |       |           |       |
| 出席委員       | 委員長                       | 石原 裕介 | 副委員長      | 佐藤 茂  |
|            | 委員                        | 伊藤 俊一 | 委員        | 黒川 勝好 |
|            | 委員                        | 中村 英子 | 委員        | 奥田 信宏 |
|            | 委員                        | 高阪 康彦 |           |       |
| 欠席委員       | なし                        |       |           |       |
| 会議事件       | 町長                        | 横江 淳一 | 副町長       | 河瀬 広幸 |
| 説明のため出席した者 | 消防長                       | 伊藤 啓二 | 消防次長兼消防署長 | 山田 靖  |
|            | 消防本部長<br>予防課長             | 竹内 豊  |           |       |
|            | 職務のため出席した者                | 議長    | 安藤 洋一     | 議事務局長 |
|            | 書記                        | 飯田 和泉 | 主事        | 大竹 孝平 |
| 付託事件       | 議案第28号 蟹江町火災予防条例の一部改正について |       |           |       |

○委員長 石原裕介君

皆さんこんにちは。防災建設委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

本日は付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査についての打ち合わせを行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

定足数に達していますので、ただいまから防災建設常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は1件であります。慎重に審査をお願ひいたします。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願ひします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 石原裕介君

ありがとうございました。

これより議事に入ります。質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからしていただくよう、お願ひいたします。

議案第28号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題とします。

議案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○消防長 伊藤啓二君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長 石原裕介君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 高阪康彦君

何もしないでいいから、ちょっと聞きたいんだけど、日本工業規格、J I Sという名前はよく我々は認識しているんだけど、法律が変わったということだけでも、これを日本産業規格に変えられたという大もとの理由、どういったような感じでこれがこういうふうに変ったのかなという、わかれば教えてください。

○消防長 伊藤啓二君

それでは、J I S規格、日本工業規格から日本産業規格へ変わった経緯でございますが、もともと工業標準化法というのがございまして、これは鉱工業品の品質の改善と生産・流通・使用・消費の合理化のために日本工業規格（J I S）の制定とJ I Sマークの表示制度を定めたものでございます。

今回、法律が改正されて産業というふうになりましたけれども、これは対象が拡大されたということで、これがもともとは鉱工業品の基準が定められていたのが、それに加え

てデータ、サービス、あとは経営管理といったような目に見えないもの、そういったものも規格の対象になったということで、一般的に産業というものを対象にしたということで法律の名称が変わりました。

以上でございます。

○委員 高阪康彦君

そうすると今までのJ I S規格は別に存続して、まだ今でも使われているということで、J I S規格の範囲が広がったものが日本産業規格で、今回の火災予防条例というのは広くなった範囲のものを使うということで変わったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○消防長 伊藤啓二君

今回対象になっております避雷設備ですけれども、これは物自体は全く変わらないものなんですけれども、たまたま火災予防条例の中に日本工業規格という言葉が使われていたものですから、法律が変わって日本産業規格に変わったということで、今回改正に伴って名称を変更させていただきました。

以上でございます。

○委員 高阪康彦君

ということはあまり意味がなくて、単なる日本工業規格が、名前が産業規格に変わったというだけのことで、中身はあまりないのか。

○消防長 伊藤啓二君

直接避雷設備には影響がない。本当に法律の名称が変わったことによって条例の中に法律の名称が使われておりましたので、変更したという、この部分につきましてはそのとおりでございます。

○委員 高阪康彦君

わかりました。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はないでしょうか。

○委員 奥田信宏君

まず1つ目、最近また消防の放水のところを盗られる被害が結構あるという話を聞いているのですが、最近盗られたことは一つ、二つは聞いたのですが、そちらへ入っているニュースではないですか。

○消防長 伊藤啓二君

最近、ホース格納箱の中の盗難というものは消防のほうでは確認はしておりませんが、今、所管は安心安全課のほうですけれども、安心安全課のほうからもそういった内容は聞いていませんので、最近盗難はないのかな。あと町内会ごとでテープを張ったりとか、そういった盗難対策というのはされておりますので。

(「あると言っていたよ」の声あり)

○委員 奥田信宏君

あるように聞いたのですが、それでデータがこっちへきているかなと思った。

○消防長 伊藤啓二君

消防のほうではちょっと聞いておりません。

○委員 奥田信宏君

もう一つですが、今家庭用消火器の、今、大抵業者の人で回収してくださいという話になっていますでしょう。それはどうしてですか。これも理由は例えばの話、例えば今2つほど蟹江町もいろいろな資源ごみを持っていくところがありますでしょう。ああいうところへ持ち込んでもいいとか、そういうふうにはなっていないので、結局あれは業者の人に持ち込むということは、もう一遍今度はそのまま使ってもらえるようになるので、できる限り業者に回収してもらおうとまた新しいのが使えるとか、そういうことでなったのでしょうか。

○消防長 伊藤啓二君

廃棄物の処理の関係で、消火器の中に炭酸ガス、小さいガスボンベが入っておりまして、かなりの圧力がかかっておりますので、危険性とかそういったことも考慮して、一般では廃棄できないということだと私は考えておりますが。

○委員 奥田信宏君

結局そうすると中だけ抜きゃえば、どこへでも持っていけるというものではないのでしょうか。これは逆に言うと環境課の話になるのか。

○消防長 伊藤啓二君

消防のほうからも消火器の廃棄についてはそういった指定された業者をご紹介いたして、そちらのほうへ持ち込んでいただくか、また、購入した先で無料で引き取っていただけたところもありますので、そういったこともお話ししながら、一般的に町の廃棄物のところには置かないでくださいというようなご案内はしております。

以上です。

○委員 奥田信宏君

多分それはそのとおりだと思う。どうしてと聞くと話が余計おかしくなるけれども、ただ、例えばの話、ステーションのほうへ持ち込んでもいいものか、そうなったほうが本当は便利は便利なの。引っ越しされるときに置いておかれる方結構みえたりなんかすると、一々持って行って、誰かに電話をして別に取りに来てもらわなければいけない話になるので、それで何か方法はないかなと思ってお聞きしたのですが。まあ、いい、これはここで結論が出る話ではないので。

○消防長 伊藤啓二君

今の件でございますが、もう一度、例えばガスを抜いてばらばらにしたら、一般的な鉄く

ずというか、そういったもので回収ができるかどうかというのをちょっと調べさせていただきたいと思いますので。

○委員 黒川勝好君

詰め替えはできないものか。

○消防長 伊藤啓二君

昔は使用期限をうたってなかったのですが、今10年に、容器の保存、使用期限が決められておりますので。

○委員長 石原裕介君

他にありますか。

○議長 安藤洋一君

これも議案とは関係ないんですけども、防災警報器とか防災報知設備という、要は法律上は火災警報器でなしに、防災警報器が正式な言い方なんですか。

○消防長 伊藤啓二君

法律上、住宅用防災警報器という名称を使っておりますが、一般的な住宅用火災警報器のことでございます。

以上でございます。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第28号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で本委員会へ付託をされました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任をお願いいたします。

これで、防災建設常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午後 1 時43分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会防災建設常任委員長 石原 裕 介